

国民健康保険条例の一部改正の諮問について

町田市は、この度、町田市国民健康保険運営協議会（川尻禮郎会長）に国民健康保険税賦課方式の変更を含む町田市国民健康保険条例の一部を改正する諮問を行いました。これを受けて、2017年8月17日に2017（平成29）年度第1回町田市国民健康保険運営協議会が開催され、諮問案のとおり承認する答申がなされましたので、ご報告いたします。

なお、本件は条例の一部改正であるため、12月議会に上程いたします。

1 諮問項目

町田市国民健康保険条例の一部改正について

- (1) 国民健康保険税賦課方式を「三方式」から「二方式」へ変更する
- (2) 国民健康保険税の納期限ごとの分割金額は100円未満で端数処理するものとする

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税賦課方式の変更に伴う改正

① 改正内容

国民健康保険税の賦課方式を、所得割・均等割・平等割の合算による現行の「三方式」から、所得割・均等割の合算による「二方式」に変更する。

賦課方式の変更にあたっては、保険税調定額の総額を変更しないものとする。

② 改正理由

2018年度から施行される国民健康保険財政運営責任の都道府県化に伴い導入される標準保険料率の計算において、東京都が2方式を採用することから、これに賦課方式を合わせるため。

(2) 国民健康保険税の納期限ごとの分割金額の端数処理に関する改正

① 改正内容

国民健康保険税の納期限ごとの分割金額の扱いについて、現行では地方税法の定めにより1,000円未満で端数処理をしているところ、条例を定め100円未満で端数処理することに変更する。

② 改正理由

年税額を納期（8期）別に分割する際、現行では1,000円未満の端数金額をすべて第1期に合計するため、第1期と第2期以降では納付額の差が大きくなっている。これを100円未満で端数処理し納期別の納付額の差を小さくすることで、低所得者層の被保険者にも保険税を納付しやすくするため。

3 諮問結果

2017（平成29）年度第1回町田市国民健康保険運営協議会において、賛成多数で諮問案のとおり承認され、答申されました。